

形質変更時要届出区域台帳

長崎市

整理番号	整一2020-1	指定年月日・指定番号	令和2年9月17日 形一19号	所在地	地番：長崎市茂里町8番1の一部	
調製・訂正年月日	令和2年9月17日調製、令和3年7月21日訂正、令和6年4月25日訂正					
形質変更時要届出区域の概況	輸送用機械器具製造業の用に供する施設が立地した土地の跡地			面積	5,176㎡	
法第14条第3項の規定に基づき指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨	基準不適合土壤の掘削による除去の措置の後に、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物が土壤溶出量基準に不適合の土壤の区域間移動による埋め戻しに伴う指定の申請により、指定を追加した。					
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった土壤汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び特定有害物質の種類	/					
土壤汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壤汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨及び当該省略の理由	第一種特定有害物質について30m格子13区画、単位区画9区画で土壤ガス調査を行い、土壤ガスが検出された区画の内3単位区画を選定しボーリング調査を実施した。第二種特定有害物質について30m格子13区画、単位区画11区画を選定し表層調査を行い、表層調査で基準不適合であった区画の内11単位区画で深度調査を実施した。その結果、14単位区画において土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に不適合となったもの。					
汚染の除去等の措置が講じられた形質変更時要届出区域にあつては、その旨及び当該汚染の除去等の措置	区域の一部において基準不適合土壤の掘削による除去の措置が講じられた。					
第58条第5項第10号から第13号までに該当する区域にあつては、その旨	第58条第5項第10号に該当（自然由来特例区域）					
形質変更時要届出区域内の土壤の汚染状態	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類		適合しない基準項目		指定調査機関の名称
	令和2年9月11日	クロロエチレン		含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		㈱フィールド・パートナーズ
	令和2年9月11日	六価クロム化合物、ふっ素及びその化合物		含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		㈱フィールド・パートナーズ
	令和2年9月11日	鉛及びその化合物		含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		㈱フィールド・パートナーズ
	令和6年4月12日	砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物		含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		㈱フィールド・パートナーズ
土地の形質の変	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類	実施者	土壤搬出	汚染土壤の処理方法

更の実施状況	令和3年3月11日	令和3年5月29日	掘削除去	三菱重工業(株)	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無	分別等・浄化等
					有・無	